調停センター“すてっき”のメリット

双方とも納得できる解決をサポートします。

あなたと相手方の事情や意見なども考慮し、法的な権利や義務を定めるにとどまらない双方が納得できる柔軟な解決を目指します。
解決後の関係維持・改善も期待できます。

あなたのプライバシーや秘密は厳守されます。

手続は非公開で行われます。あなたのプライバシー保護などを配慮し他人に知られることなく解決を図れます。

司法書士がサポートします。

司法書士が公正・中立な第三者（調停人）として、皆さまの話し合いを支えます。

手続の内容や費用に関しては依頼前にわかりやすくご説明いたします。

説明を聞いた上で、よく考えてから当センターのご利用をお考えください。

調停センター“すてっき”のもう1つのメリット。

“すてっき”を利用した場合、ADR促進法により、時効の中断、訴訟手続の中止、調停前置の不適用という3つの法的効果が認められています。

アクセス　JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分

調停センター“すてっき”は、裁判以外の方法で紛争を解決する法務大臣の認証を取得した機関です。
民事に関する紛争解決のお手伝いをいたします。

認証番号　第22号
認証年月日　平成20年12月10日

東京司法書士会 調停センター

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4番37号　司法書士会館2F
TEL：03-3353-8844
URL：http://www.tokyokai.jp

受付は毎週月曜日から金曜日までの午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（祝祭日を除く）

2017.9

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

裁判なしで解決“すてっき”

東京司法書士会 調停センター
TEL：03-3353-8844

さあ、悩んでないでお電話ください。

03-3353-8844

“すてっき”では、話し合いによる紛争解決へのお手伝いをいたします。

友人とのお金の貸し借りやご近所との騒音問題など日常生活におこるいろいろなトラブル。
「相手方と話し合いをしたいけど、自分の気持ちをどのように伝えてよいのかわからない。」
「何度か話をしたけれど双方が感情的になってしまい、冷静に話し合いができない･･･。」
そんな悩みを抱えていませんか？
“すてっき”では、私たち司法書士がじっくりとお話をお聴きいたします。
さあ、悩んでないで、まずはお電話ください。

すてっきの3つのOK!

裁判所に行かなくてもOK
誰にでも不安や緊張感はあります。
司法書士会館でゆっくりお話しましょう。

会話に自信がなくてもOK
傾聴や対話促進の訓練を受けた
司法書士が貴方をサポートします。

土曜・日曜・夜間でもOK
多様な生活様式に合わせて、
柔軟に対応できます。

調停の進行スケジュール

1. 申込書受付
2. 申込の相談
3. 調停依頼書の受付
4. 相手方への通知
5. 相手方への確認
   相手方が拒否または出席の意思確認がとれない場合はここで終了となります。
6. 調停人（司法書士）の選任
7. 第一回調停
8. 調停継続の確認
9. 第二回調停
10. 第三回調停

- **不調** 調停人による終了
- **解決** 合意成立による終了
- **終了** 申込人の取り下げや相手方の離脱など

調停管理者

調停手続の流れ、費用の説明、日程調整や必要書類のご案内などの事務連絡、相手方に対し調停参加を勧めるなど、調停手続を円滑にするためのサポートをします。何でもご相談ください。

私たちが紛争解決に向けお手伝いします。

調停人

紛争の解決に向け、話し合いを円滑にするお手伝いや合意内容を文書にまとめます。話し合いのテーブルには二人の調停人が付きあなたの紛争を解決するサポートをします。

事案の申込人はAさん（72歳）
相手方はAさんの弟Bさん（67歳）との遺産相続問題です。
Aさん（72歳）は、亡き父親の遺産をめぐる遺産分割協議について、弟のBさん（67歳）との間でトラブルとなっている。Aさんは東京在住、Bさんは田舎で父親の家業である農業を継いでいた。Aさんは、当初父親の遺産は住居の宅地と田畑と預金60万円といわれたので、不動産をBさんにあげる代わりにいくらかのお金をもらえれば、遺産分割協議書に判を押すつもりでいた。しかし、その後、別の不動産と預金があることが判明した。

申込人Aさんの言い分
「遺産を隠していたことが許せない。新たに分かった不動産と預金について、相続分を要求する。」

相手方Bさんの言い分
「遺産を隠したつもりはない。預金は、父親の葬儀代でなくなってしまった。不動産は、古くからの知り合いに安く貸してあり、現金化は難しい。田舎での義理やつきあいについて理解してほしい。」

調停の実施
調停人を挟んで話し合いが設けられ、二人の間の長年の事情が判明した。
「AさんとBさんとは、血のつながりはなく、Bさんは父の後妻との間の養子であった。Aさんは、もともと父との折り合いが悪く、実家と疎遠になっていた。Bさんは、Aさんと話したことはほとんどなく、父の死後すぐに、父親の介護をしてくれていた妻を亡くしたこともあって、混乱していた。」
話し合いの中で、次のように二人は変化してきた。
Aさん：「父親を介護してくれたBさんの奥さんには、申し訳なく思う。」
Bさん：「家内が急死し、遺産相続の件を放置していたのは、悪かった。」
⇒　**2回の話し合いの結果、遺産分割の合意成立**

Q&A

Q1 どんな悩みやトラブルでも利用できるの？

民事に関する紛争に関して、ご利用頂けます。

Q2 費用はどのくらいかかるの？

（1）調停依頼手数料
　金10,000円（消費税に相当する額を含まない。）
（2）調停実施手数料
　各当事者金5,000円（消費税に相当する額を含まない。）
（3）合意成立手数料　以下のとおり

合意成立の価額	手数料額
140万円以下	金3万円
140万円を超え300万円以下	金3万円+（合意金額−140万円）×5%
300万円を超え1000万円以下	金11万円+（合意金額−300万円）×3%
1,000万円超	金32万円+（合意金額−1000万円）×1%

Q3 どのくらいの時間がかかるの？

話し合い1回につき、約2時間を予定しています。
3回程度の話し合いにより解決することを想定しています。

Q4 絶対に他の人に知られたくないの。秘密は守られるの？

調停手続は非公開です。
調停に関与するものには守秘義務があり、
関係書類などは厳重に保管されます。